

## 適切な後見人の選任のための検討状況等について

### 議論等の状況

#### 協議会等における検討

後見関係事件を担当する裁判官・職員が参加

#### 最高裁と専門職団体との議論

日本弁護士連合会，日本司法書士会連合会，公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート，公益社団法人日本社会福祉士会が参加

### 最高裁と専門職団体との間で共有した後見人等の選任の基本的な考え方

- 本人の利益保護の観点からは，後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は，これらの**身近な支援者を後見人に選任することが望ましい**
- 中核機関による後見人支援機能が不十分な場合は，**専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討**
- 後見人選任後も，**後見人の選任形態等を定期的に見直し，状況の変化に応じて柔軟に後見人の交代・追加選任等を行う**



平成31年1月 各家裁へ情報提供

### 今後の予定

- 各家裁・・・中央での議論の状況等を踏まえ，自治体や各地の専門職団体等とも意見交換の上，検討を進める
- 最高裁・・・引き続き，専門職団体との間で検討を行う